

「役員・委員と係の選出に関する規定」

《役員・委員の選出時期》

- ・本部役員・広報委員・地区委員は前年度の3学期中に選出します。(その年度の本部が日時を決定します)
- ・本部役員・広報委員・地区委員の立候補を同時に募ります。
- ・本部役員➡広報委員の順に選出していきます。
(地区委員に関しては2月に地区ごとに選出を行います)

《役員・委員の選出人数》

- ・本部役員 5名(新2年生～新6年生の各学年1名ずつ合計5名を選出します)
- ・広報委員 4名(新2年生～新5年生の各学年1名ずつ合計4名を選出します)
- ・地区委員 8名(各地区2名ずつ合計8名を選出します)

《役員・委員の選出方法》

◎本部役員、広報委員

立候補者がいない場合、3学期に行われる懇談会にて抽選を行います。

◎地区委員

- ・同じ地区内で同学年からは選出しません。
 - ・新1年生は対象外となります。(立候補に関しては上の学年に兄弟がいる場合はこの限りではありません)
- 立候補者がいない場合、地区内で2月に行われる地区保護者会で抽選を行います。
地区保護者会を開催しない地区は立会人を置いて抽選します。

○世話係に関して

- ・選出方法は地区委員選出方法に準じます。
- ・同じ地区内で同学年からは選出しませんが、人数の多い地区に関してはこの限りではありません。
- ・世話係はその年度の本部役員と広報委員の抽選は対象外とします。立候補に関してはこの限りではありません。

◎役員・委員の立候補者が一定数に満たない場合、各学年での抽選の対象順位は以下のようになります。

①過去に役員・委員経験のない方

(ご兄弟を含む役員・委員の経験者は「経験あり」とカウントされ免除となります)

②(①の対象保護者がどなたもない場合)対象学年での役員・委員経験のない方

③(②の対象保護者がどなたもない場合)対象学年での役員・委員経験がある方

(※ただし本部役員の経験がある方(在学中と卒業したご兄弟の経験も含む)は②、③の場合も抽選対象から外れます)

◎転入生に関して

3学期からの転入生のみ役員・委員の抽選対象外とします。

《所沢市青少年育成推進員について》

- ・選出時期は偶数年度の3学期中に他の役員・委員と同時期に立候補を募ります。
- ・選出人数は2名(児童が在学していなくてもできます)
- ・任期後の翌年以降の役員免除は本部と同等とします。

《役員・委員の抽選の免除希望の条件》

- ・妊娠している
- ・年少未満児がいる
- ・その他は申請する

免除の希望理由によっては証明書の提出をしていただく可能性があります。

免除申請の受理の可否に関してはその年度の本部・学年保護者の裁量によります。

免除希望は役員・委員のみとなります。立候補に関してはこの限りではありません。

《係の選出時期》

係は年度始めの懇談会後に選出を行います。

《係の抽選の免除条件》

係には免除希望の条件はありませんが、同じ時間帯の作業のため兼務できない係があります。
ご兄弟で兼務できない係は学級係、運動会前日係、運動会当日係です。
また、その年度の役員・委員に決まった方は免除となります。立候補に関してはこの限りではありません。

- 外国籍の保護者の方に関しては、その年度の本部内で判断させていただきます。
- 役員・委員が立候補で満たない場合、役員・委員選出アンケートにお答えいただけない場合は役員・委員経験者でも役員・委員選出の対象となりますのでご注意ください。
- 役員・委員・係決めの際に欠席される方は委任状を提出していただきます。
その場合も役員・委員・係選出の対象者となります。ご希望に添えない場合がありますがご了承ください。
- 選出日当日、急に欠席となった方は担任の先生まで必ずご連絡ください。
欠席される場合選出に関する一切の権限は議長または代理人に一任されます。
- 立候補者が多数の場合は、抽選またはじゃんけんなどで決めることがあります。
また出席者を優先とさせていただく場合があります。

付則

- ①この規定は令和5年11月29日より実施します。
この規定は令和6年4月30日より一部改訂。
- ②この規定を変更する際は、会員の承認を得ることを条件とします。